平成２４年（フ）第２９６号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地78棟103号
債務者　内海ヨネ子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４５８号
大阪府泉南郡岬町深日2440番地の４
債務者　南　　優
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
大阪府泉南市信達市場1128番地リブ泉南102号、前住所大阪府泉南市信達牧野220番地
債務者　屋根市藤原瓦店こと　藤原　富次
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
大阪府泉南郡田尻町吉見657番地
債務者　宮崎　智沙
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
大阪府岸和田市磯上町３丁目７番８号
債務者　内田万里登こと　陳　万里登
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９７号
大阪府泉南市信達大苗代943番地
債務者　西浦みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５００号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目12番５―201号
債務者　宮本　雪江（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
奈良県桜井市大字大福155番地の２の２、住民票上の住所奈良県桜井市大字吉備711番地の２
債務者　北岡　文博
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３３号
香川県高松市太田下町2501番地１　プレジールアイ208号室
債務者　金井　美奈（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７７号
兵庫県神戸市西区春日台５丁目44番地の４
債務者　増田　和子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１００号
香川県丸亀市原田町2242番地　ベル・メール原田町508号
債務者　瀬田　將幸
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８２号
福岡県大牟田市大字三池1048番地１　県営住宅辻の前団地２棟103号
債務者　野田美知代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１１２号
長崎県諫早市幸町10番７号　高橋荘２号
債務者　本田ひろえ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｓ棟105号、前住所長崎県諫早市山川町36番地３
債務者　深堀　　力
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＢ棟206号
債務者　鳥羽　孝一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８８２号
千葉市中央区矢作町803番地ホワイトバレー木原101号
債務者　大塚　　武
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１２号
千葉県市川市相之川２丁目５番10号　コーポ橋本101号
債務者　根本　　功
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係